

＜1. 現状と課題＞

- 本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人が住み慣れた地域で、自分の望む生活を送ることができるよう、生活不安の解消や社会参加促進のための相談支援体制を整備するほか、市民への理解啓発を行っています。

【障害への理解の促進】

- 平成 25(2013)年度に制定された障害者差別解消法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。
- 平成 29(2017)年度の「船橋市障害福祉施策に関する意識調査」において、障害のある人に対する市民の理解に関する設問では、理解されていると感じている人より理解されていないと感じている人の方が多いという現状です。
- 本市では、障害者週間記念事業を開催するなど、障害に関する理解・啓発を図っているものの、理解を深めるためには継続的な取り組みが必要です。

【相談・生活支援の充実】

- 平成 29(2017)年度の「船橋市障害福祉施策に関する意識調査」において、住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考える方が多い中、障害のある人自身や介護者の高齢化に伴う将来への不安や、障害の状態や程度に起因する様々な生活への不安を抱えており、これらの不安解消と生活支援の充実が求められています。
- 障害のある人の経済的不安、雇用への不安を解消するために、働く意欲のある人がその適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。
- 本市では、障害のある人の地域生活全般に関する相談は「ふらっと船橋^(注1)」を中心に対応していますが、相談件数が増加しているほか、相談内容が複雑化・重層化していることから、相談支援体制の充実が必要です。
- 障害者数は増加傾向にあり、今後も障害福祉サービス利用者数が増加していくことが見込まれます。これに伴い、サービスの提供を担う人材を絶えず確保していく必要があります。
- 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく生活ができるよう、本市では精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を進めており、引き続き地域で暮らせる環境整備や支援を行っていく必要があります。

＜2. 施策の方向＞

施策1 障害への理解の促進

障害のある人が地域や社会に受け入れられ、障害のある人もない人も認め合いながら地域で共に暮らせるよう、幅広い年代の関心を高める機会を増やすとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 啓発機会の拡大による市民・事業者の障害福祉への関心と理解の促進
- ◆ 児童生徒への理解啓発活動の推進

施策2 相談・生活支援の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関と連携した就労支援の充実や個々のニーズ・状況に応じた障害福祉サービスの利用促進による活動機会の充実を図ります。

障害のある人自身と介護者の高齢化などの生活不安に対応するため、相談支援の充実を図るとともに、地域での生活を支援する体制の整備を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 基幹相談支援センター^(注2)を中核とした相談支援体制の充実
- ◆ 障害者就業・生活支援センターを中核とした雇用の促進
- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進